第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の一部見直しについて

子ども・子育て支援法第61条に基づき策定した「第二期野洲市子ども・子育て支 援事業計画(以下「第二期計画」といいます。)」の期間は、令和2年度から令和6年 度までの5か年ですが、支給認定(下記参照)量の変動や情勢の変化を考慮し、必要 に応じて計画の内容を見直すこととしています。

このたび、本市において待機児童が一定数生じている現状と今後の推計を踏まえ、 当初の計画内容に新たな方策を盛り込むことで、その解消を図ることにしました。

●支給認定とは(概要)

認定区分	対象	利用施設						
1号	3歳児~5歳児で、幼稚園を希望	幼稚園、認定こども園						
2号	3歳児~5歳児で、保育所(園)を希望	保育所(園)、認定こども園						
3号	〇歳児~2歳児で、保育所(園)を希望	保育所(園)、認定こども園等						

1. 現状

【待機児童数】 平成 31 年4月 1日時点 国基準の待機児童数 22名

令和 2年4月 1日時点 52名 11 令和 3年1月31日時点

11 62名

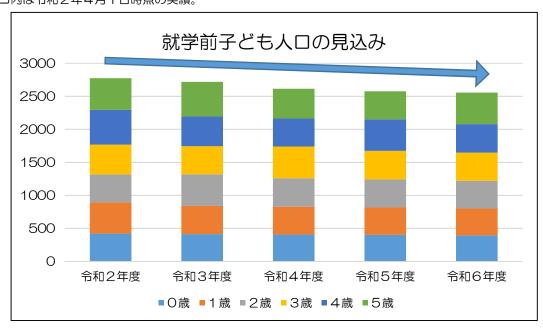


【就学前子ども人口の見込み ※計画 p 25 より】

単位:人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
〇歳	420 (413)	413	407	401	393
1歳	474 (464)	428	421	415	409
2歳	424 (433)	478	432	425	419
3歳	450 (449)	424	478	432	425
4歳	525 (535)	451	425	478	433
5歳	482 (478)	524	450	424	476
合計	2,775 (2,772)	2,718	2,613	2,575	2,555

※カッコ内は令和2年4月1日時点の実績。

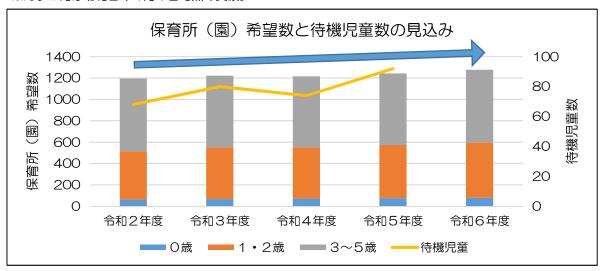


【保育所(園)希望の量の見込み ※計画p29、30より)】

出,	ب.	•	1
里′	N /		\wedge

	(a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c						
年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
〇歳	61	66	70	75	78		
1・2歳	450	482	479	497	514		
3~5歳	684	674	667	671	685		
合計	1,195	1,222	1,216	1,243	1,277		
待機児童	68 (52)	80	74	92	0		

※カッコ内は令和2年4月1日時点の実績。



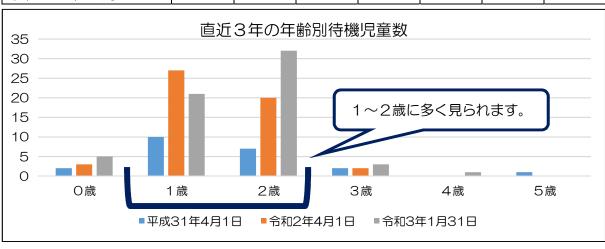
⇒「就学前子ども人口の見込み」および「保育所(園)希望数と待機児童数の見込み」 から、少子化傾向でありながら、保育ニーズの高まりにより、保育の受け皿を確保 しなければ、待機児童が増加する見込みです。

2. 課題

【待機児童は1~2歳に多い】

• 直近3年の0歳~5歳における各待機児童数は次のとおりで、特に1~2歳に多く見られます。

直近3年の各時点	〇歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成31年4月1日	2	10	7	2	0	1	22
令和 2年 4月 1日	3	27	20	2	0	0	52
令和 3年 1月31日	5	21	32	3	1	0	62



3. 対策

【地域型保育事業の導入】

- 第二期計画では、量の見込みに対する確保方策は、幼稚園・保育所(園)の認可施設により図ることとしています。しかし、現状は待機児童が発生しており、それは1~2歳児に多い状況です。
- •このことから、1~2歳児の待機をピンポイントで解消できる速やかな対策として、 保育の対象年齢を0~2歳児とする「地域型保育事業」を導入することとしました。 この事業を導入することは、保護者にとっても保育サービスの選択肢が広がること になります。
- ・なお、地域型保育事業には「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」などがありますが、本市の待機児童数に鑑み、1施設 19人まで受け入れられる「小規模保育事業」を導入することとしました。(小規模保育事業を卒園した後の受入れ先となる連携施設についてもあわせて検討していきます。)

4. 第二期計画の一部見直し

これまで述べてきた現状と課題や、地域型保育事業の導入を位置づける内容で第二期計画の一部見直しを行うことについて、令和3年3月22日開催の令和2年度第3回野洲市子育て支援会議に諮り承認を得ました。また、滋賀県にも協議し承認を得ました。第二期計画の一部見直しの内容、年次の予定及び一部見直し後の待機児童数の見込みは以下のとおりです。

【第二期計画の一部見直しの内容】

- ①量の見込みに対する確保方策として、幼稚園・保育所(園)の認可施設を中心とするほか、地域型保育事業により確保を図る。
- ②地域型保育事業(小規模保育事業)を整備し、0~2歳児の定員増を図る。
- ③地域型保育事業(小規模保育事業)の整備による定員増に伴い、延長保育事業の確保量等を変更する。

【年次の予定】

計画の一部見直しにより、地域型保育事業(小規模保育事業)を令和4年度に2 園、令和5年度に2園の整備を促進する。今後、支給認定量の変動や情勢の変化を 考慮し、必要に応じてさらに計画を見直す。

【一部見直し後の待機児童数の見込み】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一部見直し 前	68 (52)	80	74	92	0
一部見直し 後	68 (52)	80	40	24	0